

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

| | |
|---------|--|
| 路線名 | 一般国道二百九十九号 |
| 供用開始の区間 | 入間市河原町一三〇七番四地先から 同市河原町一三二〇番一―地先まで |
| 供用開始の期日 | 令和六年九月二日 |
| 備考 | 令和元年六月十一日付 け埼玉県飯能県土整備事 務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長九七・九〇メー トル |